

令和 元年 4 月 1 日

※偽りその他不正な手段により交付を受けたときは、罰金に処せられます。（戸籍法第133条・住民基本台帳法第49条）

※「窓口に来られた方」と同じ場合は、口にし印を付けてください。 ※滝川市の戸籍は、平成13年9月にコンピュータ化により改製されています。

## 【記載例】

「世帯主・続柄」と「本籍・筆頭者名」が記載された、世帯全員分の住民票を請求する場合

必要な通数を記入  
してください

住民票に記載事項を  
追加する場合は、  
チェック ☒ を入れてください

※ 消えるペンで書かないで下さい。